

子ども手当

これを読めばスッキリ

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援する制度です。今回は、子ども手当についてよくある質問を、Q&A形式で紹介します。

Q 今まで児童手当をもらって
いたんだけど、これからは
子ども手当と児童手当の両方を
もらえるの？

A 平成22年度からは、子ども
手当が支給されるため、児童
手当は支給されません。ただ
し、平成22年6月は、平成22年
2・3月分の児童手当と4・5

月分の子ども手当が支給されま
す。

Q 支給された子ども手当は、
親が自由に使っているの？

A 子ども手当は、次代の社会
を担う子どもの健やかな成
長を応援するという趣旨で支給
するものです。趣旨に沿って使
用しなければならぬ責務が、
法律上定められています。

Q 誰が、子ども手当
をもらえるの？

A 受給資格があるの
は、「中学校を卒
業するまでの子どもを
監護し、かつ、生計を
同じくする父または
母」です。父母に養育
されていない子どもに

ついては、「子どもを監護し、
かつ、生計を維持する人」が受
給資格者となります。

Q 子どもが生まれるんだけど、
どうすればいい？

A 1人目の場合は、「子ども
手当認定請求書」を、2人
目の場合は、「子ども手当額改
定認定請求書」を提出してくだ
さい。申請のあった翌月分から
支給されます。

**9月30日までに
申請が必要なケース**

児童手当を受給している人

平成22年3月31日現在、児童手
当を受給していた人は、児童手当
の支給対象の子どもについて改め
て手続きをする必要はありません。

お子さんの将来の夢は何ですか？

子ども手当は、子どもたちの健やかな成長のために支給されるものです。学校給食費や保育料など、子どもの育ちに直接かかわる費用を支払わず、関係のない用途に使ってしまうことは、とても残念なことです。子どもの将来のために、手当を有効に使いましょう。



新たに子ども手当の支給対象となる子ども(中学2・3年生)がいる場合には、申請(額改定認定請求書の提出)が必要です。

児童手当を受給していない人

所得制限などにより、平成22年3月31日現在、児童手当を受給していなかった人で、子ども手当の支給対象となる子どもがいる人は、申請(認定請求書の提出)が必要です。

申請期限 9月30日(木)(期限を過ぎると満額の支給が受けられな

くなります)

申請窓口 子育て支援課(市役所2階)、下総・大栄支所市民福祉課

支給額(平成22年度・月額) 対象となる子ども1人当たり13,000円

支給月 6月、10月、2月

※公務員は勤務先からの支給となりますので、手続きなどについては勤務先に確認してください。くわしくは子育て支援課(20-1538)へ。